

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月8日

【報告者の名称】 チムニー株式会社

【報告者の所在地】 東京都墨田区横網一丁目3番20号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 03 - 3626 - 2341（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員戦略担当 吉成 章博

【縦覧に供する場所】 チムニー株式会社
(東京都墨田区横網一丁目3番20号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、チムニー株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注3) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注5) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社やまや
所在地 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年11月7日開催の取締役会において、株式会社やまや（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、本公開買付けは、買付予定数の上限が設定された、いわゆる部分買付けであり、当社株式の上場は維持される予定です。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの背景

当社は、公開買付者より、本公開買付けの背景につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社株式305,000株（当社が平成25年11月7日に公表した平成25年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された平成25年9月30日現在の当社株式の発行済株式総数（19,340,800株）に、新株予約権（7,140個：当社が平成25年3月26日に提出した第5期有価証券報告書に記載された平成25年2月28日現在の新株予約権の数（7,630個）に、同日から平成25年9月30日までの変更（平成25年3月1日から平成25年9月30日までに、新株予約権は490個減少しております。）を反映した新株予約権の数）の目的となる当社株式の数（714,000株）を加え、上記平成25年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）に記載された平成25年9月30日現在当社が所有する自己株式数（530,500株）を控除した株式数（19,524,300株）に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）：1.56%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株式所有割合について同じ。））を所有しておりますが、このたび、平成25年11月7日開催の取締役会において、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的として本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けにおいては、当社を連結子会社化することを主な目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の下限及び上限を9,500,000株（株式所有割合48.66%。なお、本公開買付けにより当該9,500,000株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる当社株式（9,805,000株）の株式所有割合は50.22%）としているとのことです。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（9,500,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限（9,500,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

本公開買付けにあたり、当社の大株主であり、当社株式4,566,500株（株式所有割合：23.39%）を保有するCarlyle Japan International Partners II, L.P.（以下「CJIP II」といいます。）、当社株式4,409,700株（株式所有割合：22.59%）を保有するCarlyle Japan Partners II, L.P.（以下「CJP II」といいます。）、当社株式283,900株（株式所有割合：1.45%）を保有するCJP Co-Investment II B, L.P.（以下「CJP CI II B」といいます。）及び当社株式105,100株（株式所有割合：0.54%）を保有するCJP Co-Investment II A, L.P.（以下「CJP CI II A」といい、CJIP II、CJP II、CJP CI II B、及びCJP CI II Aを、総称して以下「カーライルフアンド」といいます。）は、公開買付者との間で、平成25年11月7日付で公開買付けの実施及び応募に関する契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、その所有する当社株式9,365,200株（株式所有割合：47.97%）全てを本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです（本応募契約の概要については、後記「（7）公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

公開買付者における意思決定に至る過程

当社は、公開買付者より、公開買付者における意思決定に至る過程につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、昭和45年11月に設立され、「流通、販売の合理化を実践し、消費生活を豊かにすることで社会に貢献する」ことを経営理念とし、酒類を中心とする嗜好品の小売販売を中心とした事業を展開してきたとのことです。平成6年9月に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成14年3月の東京証券取引所市場第二部上場、平成16年3月の東京証券取引所市場第一部上場を経て、現在に至っているとのことです。

公開買付者及びその連結子会社4社並びに関連会社1社（以下これら6社を総称して「公開買付者グループ」といいます。）は、平成25年10月31日現在、全国に306店舗を展開しております。商品開発・直輸入・自社通関・物流の合理化を徹底的に追求した独自のシステムである「ワールドリカーシステム」を構築し、“良いものを、安く、豊富に、安定して”お客様にお届けすると同時に、生産者様・地元企業等のお取引先様と共同で魅力的な商品開発に取り組んできたとのことです。公開買付者は、この「ワールドリカーシステム」を経営戦略の根幹に据え、多様化するお客様ニーズに対応できる「酒類を中心とした嗜好品の専門店」チェーンとして、営業力・マーチャライジング力の強化を図り、国際的なネゴシアン機能（お客様と原料生産農家、醸造家をつなぐ酒商としての働き）の拡充を図っているとのことです。

一方、当社は、昭和59年2月に創業し東京証券取引所市場第二部に上場していたチムニー株式会社（以下「旧チムニー」といいます。）の株式取得及び支配を目的として、平成21年9月に株式会社エフ・ディーとして、プライベート・エクイティ投資会社であるカーライル・グループに属する投資ファンドであるCJP II General Partner, L.P.によって設立されました。当社は、平成21年12月に公開買付けにより旧チムニーの株式を7,968,028株（旧チムニーの平成21年8月14日現在の発行済株式総数である9,100,000株に対する割合：87.56%）取得し同社を連結子会社化した後、同社の定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨、及び旧チムニーを当社の完全子会社とすることを目的として、旧チムニー普通株式に全部取得条項を付す旨の規定をそれぞれ新設しました。そして、上記変更後の定款に基づき、株主から全部取得条項付普通株式の全てを取得することを通じて、旧チムニーを完全子会社化しました。上記手続きに伴い同社普通株式は平成22年4月に上場廃止となり、その後平成22年9月に、当社を存続会社、旧チムニーを消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うと同時に、当社の商号をチムニー株式会社に変更して、現在に至っております。

旧チムニーは、昭和59年2月にジャスコ株式会社（現イオン株式会社）の100%出資の子会社として設立され、海鮮居酒屋築地「はなの舞」や海鮮料理に特化した「さかなや道場」等の居酒屋を中心とした外食店舗の運営、店舗のフランチャイズ展開、食材の供給を主な事業としていましたが、前述のとおり、カーライルファンドにより、経営管理力の強化、教育制度の構築、新業態の開発等を通じた中長期的な企業価値の向上を企図したマネジメント・バイアウトが実施され、旧チムニー株式は非公開化されました。非公開化後、旧チムニー（本合併後は当社を意味します。）は、カーライルファンドの協力の下、意思決定スピードの強化や業務の効率化が図られ、社内における調理教育のための「ABC大学」の設置や海鮮食材の提供をより強固なものとするための魚鮮水産株式会社の設立、鉄板料理・豆腐料理を中心とする「升屋」や串焼きホルモンに特化した「新橋やきとん」等の店舗グループの買収等、様々な施策により変化を遂げ、より一層の業績拡大を目指して平成24年12月に東京証券取引所市場第二部に上場しており、さらに、今後の経済環境、当社業績見込み等次第では東京証券取引所市場第一部への市場変更を申請することも検討しております（なお、本書提出日現在、当社は東京証券取引所に対して同市場第一部への市場変更の申請を行っておらず、同市場第一部への市場変更の申請の是非、市場変更の申請の時期等も含めて検討段階にとどまっており、現時点では当社において具体的な意思決定はなされていません。）。

当社は、「心」と「食」と「飲」を通じて、世界中のお客様から「ありがとう」といわれることを企業理念としており、常にお客様に喜ばれるサービスを提供していく企業を目指しています。当社の事業は、当社のブランドで直営店及びフランチャイズ店舗を展開する飲食事業、官公庁をはじめとする一定の施設内で飲食を中心に提供するコントラクト事業、及びその他事業の3つのセグメントから成り立っており、平成25年9月末現在、飲食事業直営店311店舗、コントラクト店98店舗、FC店290店舗、総店舗数699店舗（当社の非連結子会社2社の21店舗を含めると720店舗）を全国で運営しております。

公開買付者グループと、当社及び当社の非連結子会社3社（以下これら4社を総称して「当社グループ」といいます。）を取り巻く環境は、中長期的な少子高齢化や生産年齢人口減少等による市場の縮小と社会保障の先行き不安、消費行動の構造変化、及び消費増税等により、引き続き厳しい状況が続いております。かかる環境下、公開買付者グループとしては「ワールドリカーシステム」のより一層の強化と酒類等販売チャネルの拡大に取り組み、内食・外食双方で幅広い商品提供のソリューション提案を目指しているとのことです。

また、当社グループは、漁業権・買参権の取得といった一次産業、それら鮮魚を当社独自のバックキッチンで加工する二次産業、及びお客様への流通販売を行う三次産業の有機的・総合的結合を推進しています。加えて、コントラクト事業の強化やM&Aによる新業態の運営を通じて業態ポートフォリオの充実を図っております。

公開買付者は、平成25年7月下旬から、当社の大株主であるカーライルフアンドが、当社の新たなパートナーを検討するために、その保有する当社株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことから始まる入札プロセスに参加し、カーライルフアンド及び当社から提出された当社の事業・財務等に関する資料等の精査、当社の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を選定した上で、当社株式の取得について分析、検討を進めてきたとのこと。検討の結果、公開買付者は、当社グループの居酒屋業界における稀有なプレゼンス及び高い収益力を持つビジネスモデルを高く評価し、本公開買付け及び連結子会社化を通じて、戦略的事業パートナーとしての当社の経営の独立性を尊重しつつ、より強固な資本関係を構築することにより、当社にとっては公開買付者グループとの酒類の共同調達による一層のコストシナジーや公開買付者からのグローバルな酒類の供給、また公開買付者グループにとっては、酒類販売チャネルや取扱商品の拡大等の効果が見込まれ、両社の事業シナジーの最大化に繋がり、ひいては両社の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのこと。上記分析、検討を経た本公開買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件をカーライルフアンドに対して提示し、平成25年10月、カーライルフアンドの選定の結果、最終買付者候補者に選定されたとのこと。公開買付者は、その後、カーライルフアンドとの間で交渉を進め、その結果、諸条件の合意に至ったことから、平成25年11月7日の取締役会にて、本公開買付け実施の決議をし、同日、カーライルフアンドとの間で本応募契約を締結したとのこと。なお、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者は当社との間で、販売、商品開発、業態開発、物流、物件開発、FCオーナー開発等、広範囲にわたり提携関係を構築し、双方にとりメリットの出るような施策を進めていきたいと考えているとのこと。公開買付者は、現時点においては、当社の役員構成の変更を考えていないものの、当社が平成26年3月に開催する予定の定時株主総会（以下「当社定時株主総会」といいます。）での承認を経て、公開買付者から取締役を若干名派遣することを想定しているとのこと。なお、公開買付者は当社の取締役会を構成する取締役の人数の過半数を派遣することは考えていないとのこと。また、カーライルフアンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから当社の社外取締役に派遣されている大塚博行氏に関しましては、当社定時株主総会の終了までは当社の社外取締役に継続する方針であり、それ以降については未定であります。今後の経営体制及び具体的な施策については、本公開買付け後に両社で協議を進める予定とのこと。

また、当社は、当社株式の東京証券取引所市場第二部から同市場第一部への市場変更の申請を検討しておりますが、公開買付者は当社の方針を支持する考えとのこと。

当社の意思決定の過程

当社は、公開買付者による本公開買付けの提案を慎重に検討した結果、公開買付者の提案は、居酒屋業界での稀有なプレゼンス及び高収益のビジネスモデルを生み出した当社の企業文化を高く評価し、今後も当社の経営の独立性を尊重する意向を有していることや、公開買付者グループとの酒類の共同調達によって当社において費用削減や取扱商品の充実・拡大が可能となることなどを考慮すると、本公開買付けが今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成25年11月7日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役5名中、出席取締役4名）の全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。なお、当社の社外取締役である大塚博行氏は、カーライルフアンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから派遣された取締役であるため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。そして、上記取締役会には当社社外監査役2名を含む当社監査役の3名全員が出席し、いずれも、当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。一方で、本公開買付けにおける当社株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は、近時の東京証券取引所市場第二部における当社株式の市場価格に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付価格が株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます。）から取得した当社株式の株式価値算定書に照らせば、妥当であると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、当社株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様の判断に委ねることを決議しております。

（3）算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングに当社の株式価値の算定を依頼し、AGSコンサルティングから本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月6日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、AGSコンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

AGSコンサルティングは、当社株式の株式価値算定にあたり、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用し、当社株式の株式価値を算定しており、各方式に基づき算定した当社株式の1株当たりの株式価値は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法	983円から1,047円
類似会社比較法	1,293円から1,657円
DCF法	1,275円から1,709円

市場株価法では、最近における当社株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成25年11月6日を基準日として、東京証券取引所における当社株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均株価1,047円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じとします。）、直近3ヶ月間の終値の単純平均株価996円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均株価983円を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を983円から1,047円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と類似する比較上場企業の公表財務情報及び市場株価に基づいて当社株式の株式価値を分析し、その1株当たりの株式価値の範囲を1,293円から1,657円までと算定しております。

他方で、DCF法では、当社が提出した当社に係る事業計画をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が第6期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,275円から1,709円までと分析しております。

なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

また、AGSコンサルティングは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

（4）上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限（9,500,000株）を設定しておりますので、本公開買付け後の、公開買付者の当社株式の所有株式数は、最大で9,805,000株（株式所有割合：50.22%）にとどまる予定です。従って、本公開買付けの成立後も、当社株式は、引き続き上場が維持される予定です。

（5）いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、当社を連結子会社化することを企図しており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合には、本公開買付け後に当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

（6）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、当社の大株主であるカーライルファンドが公開買付者との間で本応募契約を締結しており、カーライルファンドと少数株主との利害が必ずしも一致するものではないことから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適正を担保するため、以下の措置を講じております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、当社の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成25年11月6日に当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	: 983円～1,084円
類似会社比較法	: 1,197円～1,695円
DCF法	: 1,609円～2,024円

市場株価平均法では、平成25年11月5日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値1,084円、直近5営業日の終値単純平均値1,080円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,046円、直近3ヶ月間の終値単純平均値994円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値983円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、983円から1,084円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、1,197円から1,695円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、当社が第6期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲は、1,609円から2,024円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、野村證券から取得した本株式価値算定書の算定結果を参考として、公開買付者において実施した当社に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の平成24年12月の東京証券取引所市場第二部への上場以降の市場株価の動向及び本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成25年11月7日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり1,510円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり1,510円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月6日の当社株式の東京証券取引所市場第二部における終値1,079円に対して39.94%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近5営業日の終値単純平均値1,080円に対して39.81%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近1ヶ月の終値単純平均値1,047円に対して44.22%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成25年11月6日までの直近3ヶ月の終値単純平均値996円に対して51.61%（小数点以下第三位を四捨五入）及び平成25年11月6日までの直近6ヶ月の終値単純平均値983円に対して53.61%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成25年11月7日の当社株式の東京証券取引所市場第二部における終値1,080円に対して39.81%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるAGSコンサルティングに当社の株式価値の算定を依頼し、AGSコンサルティングから本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月6日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しております。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社取締役会は、その意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、平成25年11月7日開催の当社取締役会において、当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、上記「(3) 算定に関する事項」及び「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の株式価値算定書、上記「当社における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言等を踏まえた上で、公開買付者の提案は、居酒屋業界での稀有なプレゼンス及び高収益のビジネスモデルを生み出した当社の企業文化を高く評価し、今後も当社の経営の独立性を尊重する意向を有していることや、公開買付者グループとの酒類の共同調達によって当社において費用削減や取扱商品の充実・拡大が可能となることなどを考慮すると、本公開買付けが今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断し、平成25年11月7日開催の当社取締役会において、大塚博行氏を除く当社取締役4名の一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議いたしました。

また、上記「(3)算定に関する事項」及び「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当であると考えられるものの、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、当社株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当社の社外取締役である大塚博行氏は、カーライルフアンドのアドバイザーであるカーライル・ジャパン・エルエルシーから派遣された取締役であるため、意思決定における公正性を可及的に確保する観点から、本公開買付けに関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。そして、上記取締役会には当社社外監査役2名を含む当社監査役の3名全員が出席し、いずれも、当社取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

(7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、カーライルフアンドとの間で、平成25年11月7日付で本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約において、カーライルフアンドは(ア)公開買付者による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されていること、(イ)公開買付者の表明及び保証について、重要な点において誤りが存在しないこと(注1)及び(ウ)本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務に重大な違反がないこと(注2)を前提条件として、カーライルフアンドの保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、カーライルフアンドが自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。一方、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日までに、公開買付者の表明及び保証について重要な点において誤りが存在することが判明した場合、本応募契約に基づき公開買付者が公開買付期間末日までに履行し又は遵守すべき義務の重大な違反があった場合、又は公開買付者について破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他適用ある同種の法的倒産手続が開始された場合には、カーライルフアンドは本応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除することができるほか、第三者により当社株式を対象とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始され、かつ対抗公開買付けにおける当社株式の買付価格が本公開買付価格を上回る場合において、公開買付者との間で対抗公開買付けへの対応に関して協議が調わない場合には、カーライルフアンドは本公開買付けに応募せず、又は本応募の結果成立した本公開買付けに係る契約を解除し、対抗公開買付けに応募することができることとされているとのことです。

(注1) 本応募契約において、公開買付者は(ア)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、(イ)公開買付者の本応募契約の締結及び履行のために必要な権限及び権能の存在、並びに本応募契約の締結及び履行のために必要な内部手続きの履践、(ウ)公開買付者に対する強制執行可能性、(エ)公開買付者による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(オ)本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(カ)本公開買付けの結果取得することになる当社株式についての直ちに転売する予定の不存在について表明及び保証を行っているとのことです。

(注2) 本応募契約において、公開買付者が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、本公開買付けを実施する義務、秘密保持義務、公表に先立つ協議・同意取得義務、契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止のほか、当社株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。)に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行う義務があるとのことです。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

普通株式

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
和泉 學	代表取締役社長	-	605,990	6,059
山口 実	取締役	営業管掌	102,246	1,022
小林 巧	取締役	関連企業本部長	21,498	214
大塚 博行	取締役	-	-	-
上田 智廣	取締役	-	-	-
猪股 哲美	常勤監査役	-	-	-
中原 慎一	監査役	-	-	-
越中 信雄	監査役	-	-	-
計			729,734	7,295

(注) 役職名、所有株式数及び議決権の数は、提出日現在のものです。

(注) 取締役大塚博行及び上田智廣は、社外取締役であります。

(注) 監査役中原慎一及び越中信雄は、社外監査役であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。